1　受付期間　平成29年11月22日（水）午前８時30分から同年12月22日（金）午後５時15分まで（郵送の場合は期間内必着）

2　地上基幹放送を行う対象地域及び地上基幹放送局の無線設備の設置場所（送信場所）　別表のとおり

3　基幹放送の区分　超短波放送（コミュニティ放送を除く。）

4　周波数　別表のとおり

5　申請書の提出場所及び問合せ先

⑴　設置場所（送信場所）が福島県の場合　東北総合通信局　〒980―8795　仙台市青葉区本町３丁目２―23　仙台第２合同庁舎　放送部放送課（電話番号022―221―0671）

⑵　設置場所（送信場所）が長野県の場合　信越総合通信局　〒380―8795　長野市旭町1108　長野第１合同庁舎　情報通信部放送課（電話番号026―234―9939）

⑶　設置場所（送信場所）が兵庫県の場合　近畿総合通信局　〒540―8795　大阪市中央区大手前１丁目５―44　大阪合同庁舎第１号館　放送部放送課（電話番号06―6942―8568）

⑷　設置場所（送信場所）が島根県、広島県又は山口県の場合　中国総合通信局　〒730―8795　広島市中区東白島町19―36　放送部放送課（電話番号082―222―3385）

別表

放送対象地域	地上基幹放送局	
	設置場所（送信場所）	周波数（MHz）
福島県	福島県	90.2
長野県	長野県	91.2
兵庫県	兵庫県	91.1
鳥取県・島根県	島根県	87.1
広島県	広島県	94.6
山口県	山口県	92.3

旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知

平成二十九年十一月二十一日

外務大臣　河野　太郎

次に掲げる者は、旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第十九条第一項第二号に該当しますので、その所持する一般旅券を平成二十九年十二月二十五日までに外務大臣又は領事官に返納するよう命じます。

なお、この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の定めるところにより、外務大臣に対し審査請求ができます。審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して三月を経過したときは、することができません。

また、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）の定めるところにより、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することもできます。取消しの訴えは、処分があったことを知った日から六か月を経過したときは、提起することができません。また、取消しの訴えは、処分の日から一年を経過したときは、提起することができません。

一、氏名　森本がんじよ

生年月日　昭和三十九年十二月十五日生

旅券申請上の住所　東京都新宿区

二、返納すべき旅券

旅券番号　TH九三一九七六八

発行年月日　平成二十一年五月二十日

旅券名義人　森本がんじよ

三、返納すべき理由

当該旅券名義人は、水戸地方検察庁検察官から、平成二十八年八月十二日、覚せい剤取締法違反の罪により、同年九月二日、覚せい剤取締法違反（同年九月三十日、訴因等の変更により覚せい剤取締法違反、麻薬及び向精神薬取締法違反）の罪により訴追されたことから、旅券の交付の後に、旅券法第十三条第一項第二号に該当する者であることが判明したものである。

よって、本件は、一般旅券の返納を命ずることができる場合となる旅券法第十九条第一項第二号に該当する。

一般船舶保障契約証明書の無効について

次の一般船舶保障契約証明書は、滅失したことにより船舶油濁損害賠償保障法第三十九条の六において準用する第十七条第四項に基づく再交付を行なったので、当該一般船舶保障契約証明書が左記に記載の失効年月日以降無効となったことを同法施行規則第十三条第三項の規定に基づき、公示する。

平成二十九年十一月二十一日

神戸運輸監理部長　吉田　稔

一般船舶保障契約証明書番号	船名	船舶番号又は信号符字	国籍	交付年月日	失効年月日
KB17―0148	YOUSHUN 9	9LU2573	SIERRA LEONE	平成二十八年二月二十八日	平成二十九年十月二十四日

労働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について

今般、山口労働局の関係労働者を代表する者冨田悟史の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第１項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名いたしたいので、資格がある労働者の団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成29年11月21日

厚生労働大臣　加藤　勝信

記

1　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業の労働者の加入している労働者の団体であって、山口労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書２部を添えて提出すること。

3　推薦締切日　平成29年11月30日

4　推薦書及び添付書類提出先　山口労働局労働基準部労災補償課

様式

平成　年　月　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備考

（注）1　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入する。

2　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

今般、長崎労働局の関係労働者を代表する者石井健次の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第１項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名いたしたいので、資格がある労働者の団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成29年11月21日

厚生労働大臣　加藤　勝信

記

1　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業の労働者の加入している労働者の団体であって、長崎労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。